

15:25～16:25 パネル・ディスカッション及びフロア・ディスカッションの概要

本概要は、平成 17 年 9 月 20 日に開催された第 5 回公開セミナーにおけるパネル・ディスカッション及びフロア・ディスカッションの概要を公正取引委員会競争政策研究センター事務局の責任においてとりまとめたものである。本概要中あり得べき誤りはすべて競争政策研究センター事務局の責任に帰するものである。

1. パネル・ディスカッション

パネル・ディスカッションの中で出された主な意見は次のとおりである。

米国では「不可欠施設」ドクトリンが薄くなってきたという話があったが、それは「不可欠施設」という言葉が厳密に定義されないまま濫用され、その結果としてこの概念自体が見捨てられ、ネガティブな評価が出来てしまったからではないか。

田中助教授の研究について、アンケート当時の市場構造や事実関係を所与として、ネットワーク外部性やスイッチングコストといった要素がどれだけ消費者にとって重要かということ进行分析しており、その分析手法は非常に素晴らしいものだと思う。ただ、これらのデータはあくまで競争の結果でできたものであり、そこから競争政策面の結論を引き出す場合には留意が必要ではないか。

アスペン事件やトリニコ事件がよく引用されるが、このような事件の違法性判断基準は非常に難しい。まず、独占とは何かということから考える必要がある。市場における大きなシェアを単独の事業者が有していることが独占であるという意見もあるようだが、大きな市場シェア＝独占になるのか。独占の定義自体が非常に難しい。

その他、田中助教授の分析手法、ギルバート教授が紹介された経済理論モデルについての技術的なコメントがなされた。

2. フロア・ディスカッション

パネル・ディスカッションの後，フロアからの質問が紹介され，フロアとパネリストとの間で主に次のやりとりが行われた。

質問：トリニコ判決において，不可欠設備ドクトリンは死んだと言われたが，最高裁はそれについて判断を下していないと思う。つまり，最高裁は原告が既に補償を受けているので，さらに追加の補償は必要ないとのことで訴訟を棄却したのであり，したがって，不可欠施設ドクトリンそのものは死んでいないのではないか。

回答：確かに，ベライゾンからAT&Tに対して，およそ1000万ドルの補償が規制の枠組みにそってなされた。しかしながら，こういった種類の補償は規制のレベルで行われた措置であり，反トラストの世界では関係ない。テレコム規制の措置で行われたものは，反トラストの世界とは全く違った次元の話である。だから，最高裁は判決の中で，明確に「正当な反トラストのクレームがあったと考える」と述べている。このクレームは有効でないということで却下されてしまったが，しかし，補償が規制のレベルでとられたからといって，それだけをもって反トラストの事件にならないということはない。

質問：米国と欧州で不可欠設備ドクトリンに対する考え方が異なるのは何故か。

回答：大きな違いは，EUは法体系の中で市場支配力の濫用について力点を置いているということである。米国ではシャーマン法があり，支配的事業者については，同法2条が関係してくるが，米国とEUでは法的な哲学が全く違うということになる。

質問：何ら反競争的な行為がとられていないにも関わらず，独占の弊害があるということで，インターフェースをオープンにするような救済措置を講じるのはドラスティックに過ぎると考えるがどうか。

回答：通常の競争法違反事件では，反競争的行為を禁じておけば，少なくとも非効率な独占はなくなる。しかしながら，ネットワーク外部性があると話は違ってくる。例えば，非常に強い規模の経済があるケース，つまり，供給曲線が右下がりになっているケースだが，この場合は放っておくと独占になる。このような場合には，例えば公益企業に対する規制のような何らかの特別な対処がある。同様に，ネットワーク外部性がある場合も放っておけば独占になるのであるから，何らかの対処をするべきであるというのが根拠である。

質問：特許を受けている技術で，技術標準として本当に不可欠なものは強制実施をするのが望ましいか。そうであれば，ライセンス料の水準はどのようにあるべきか。

回答：本シンポジウムで議論となっているインターフェースを取り上げてみると，何がクリティカルなインターフェースなのか，オープンにするとは一体どういうことなのか，

また、パテントをライセンスするのであればどのくらいの料金を請求すべきかといったような問題については非常に難しく、まだ我々は解決しきれていない。

質問：OSのバージョンアップという行為が、純粋に技術的なバージョンアップではなく、自社のOSの上で走るアプリケーションソフトウェア市場において、自社の市場支配力を拡大するためなどの、ある戦略的な意図をもって行われた場合、技術的抱き合わせとして違法になるか。

回答：バージョンアップ自体は技術的抱き合わせとは関係ないと思われる。たとえば、競争者が全くいない、もしくは戦略的な意図が全くない企業であったとしても、システムのバージョンアップは定期的に行われなければならない、そうでなければインストールベースの消費者に対してシステムを売れない。だから、何かよほど特別な理由がない限り、バージョンアップ自体をもって反競争的な行為と決め付けるのは難しい。